

諮問番号：令和元年度諮問第2号

答申番号：令和元年度川行審答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分を取り消すとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人に対して行った、補装具費支給申請に対する却下決定処分を取り消し、申請どおり補装具費を支給する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指針」という。）を基に却下しているが、審査請求人の申請理由も指針に合致したものである。

イ 良聴耳である左耳から補聴器の装用を開始して、その上で学校生活を含む日常生活等支障がある場合には両耳装用を検討すると書かれているが、すでに補聴器会社より借りて、2017年から左耳の補聴器装用をしており、1年以上の装用を続けている。

さらに、学校生活等で不便さを感じており、クロスタイプを希望している。

ウ 左耳への装用、使いこなしは既にできている。

指針にもあるように、将来の社会人として自活する大切な準備期間である高校生活を少しでも良い環境にしたいという本人の希望をぜひ考慮していただきたい。

エ 「クロス補聴器を申請された経緯は理解できる」としたならば、1歳児で髄膜炎を患い水頭症を発症した心身の発育過程の特殊性を十分考慮して、特例補装具費の支給を認可していただきたい。

また、両耳装用の申請も視野に入れ手続をするべきとあるが、右耳は失聴状態で補聴器効果もないため、補聴器は使えないのに、このような回答をする市の判断は理解できない。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求に係る処分を取り消す。

(2) 理由

クロス補聴器の機能は、本件児童が既に装用している耳かけ型補聴器の機能とは明らかに異なるものであり、両側の耳に難聴があり、とりわけ右耳が失聴状態にあるという本件児童の障害の状態を踏まえると、クロス補聴器の機能を用いることで得られる効果及び利便性は、本件児童の自立及び社会参加に資するものと考えられる。

また、クロス補聴器の機能を用いることが無ければ、本件児童の聴覚障害から起因する日常生活及び学校生活における諸問題の解消は困難であると認められるのであるから、特例補装具費の支給を受ける真にやむを得ない事情があるものと認められる。

一方で、処分庁が、本件処分の却下理由とした左耳での補聴器の使いこなしが先に行われるべきとの点について、及び弁明書において主張する左耳の補聴器装用が2～3年必要であるとする点については、一般論としてはそうであるとしても、本件においてはその根拠に合理性はなく、処分庁は、指針が定める考慮事項について必要な考慮を十分行わないまま支給要否の判断を行ったものと言わざるを得ない。

そして、これらの考慮不尽や却下理由の不合理的は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付等を総合的に行うとする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の目的に反し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。

したがって、本件処分は、障害者総合支援法が与えた裁量権の範囲を逸脱、濫用した違法な処分であるから、その余の点について判断するまでもなく、取消しを免れないものと言わなければならない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである。

2 理由

上記第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

令和元年10月17日 諮問の受付
同年12月 5日 第1回審議
令和2年 1月 9日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 補装具費の支給要否の決定に係る違法性の判断の枠組みについて

障害者総合支援法第76条第1項本文は、補装具費の支給要件について具体的な基準を置いておらず、その支給要否の判断については、市町村の合理的な裁量に委ねているものと解することができ、支給要否の決定に当たり、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合や、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと違法となるというべきである。

そして、障害者基本法（昭和45年法律第84号）や障害者総合支援法の目的を踏まえると、補装具費の支給要否を決定するに当たり考慮すべき事情は、第一に障害者の身体の状態であるが、当該身体の状態により当該障害者の自立及び社会参加がどれほど困難となっているかといった観点から、当該障害者の生活状況等についても考慮すべきである。

この点、指針の記載を踏まえると、特例補装具費の支給要否の決定に際しては、当該特例補装具の機能を用いなければ、当該障害者の自立又は社会参加が困難となるという「真にやむを得ない事情」があるかどうか、当該障害者の生活環境等の諸条件を総合的に考慮する必要があることに加え、障害児の補装具は、将来社会人として独立自活するための素地の育成、助長等を目的として使用されるものであるため、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要がある。

(2) 本件処分について

ア 左耳での補聴器の使いこなしが先に行われるべきとの点について

処分庁は、右耳について補聴器の装用による補聴効果が得られる可能性が少ないことを認識しながら、先々の両耳装用を見据えて、良聴耳

である左耳から補聴器の装用を開始すべきと主張しているが、右耳が失聴状態にあると認められる本件児童の障害の状態を適切に評価しているものとは言えず、却下理由として合理性を欠くものである。

イ 左耳の装用期間について

処分庁は、良聴耳である左耳の聴こえを良くし、2～3年の経過を見てその聴こえの状況を観察することが先決であるとする一方で、差額を自己負担することによりクロス補聴器を購入し、これを使用することを認めているが、仮にクロス補聴器を購入した場合、処分庁が求める左耳の聴こえの状況の経過観察が行われないおそれが極めて高い。

したがって、クロス補聴器の前段として左耳の2～3年の補聴器装用が必要であるとしつつ、差額自己負担によるクロス補聴器の購入を認めるといふ処分庁の主張は、整合性に欠けている。

ウ 真にやむを得ない事情について

本件児童がクロス補聴器を視聴することで得られた効果及び利便性は、右耳が失聴状態にあるという本件児童の障害の程度を踏まえると、左耳の補聴器装用のみでは得ることが困難なものであると認められる。

この点、指針に規定する「真にやむを得ない事情」について、処分庁は、「申請されたケースの状況を聴取しながら真にやむを得ない事情といえるか、1件1件判断しており、どのような事情が一般的かを説明すること、また、クロス補聴器の判断に係る具体的な事情を挙げることは困難である」としているが、クロス補聴器の必要理由や本件児童等からの聴取内容について、本件児童が装用している耳かけ型補聴器との比較を含め、具体的に検討した経緯は見当たらない。

また、処分庁は、公費支給の均衡性の観点から特例補装具費の支給決定を行うことはできないと主張しているが、障害者総合支援法第76条第1項は、障害者等の障害の状態から見て、補装具の購入が必要と認められるかどうかを補装具費の支給要件としていることを踏まえると、公費支給の均衡性をもって支給決定を行わない理由とすることは妥当とは言えない。

さらに、処分庁は、本件児童の補聴器装用の意味について、「成人の中途難聴者への補聴器の装用の考え方に準拠して判断するのが妥当」としているが、本件児童は高校生であり、自立した大人となっていくための最終的な移行時期にある中で、クロス補聴器の機能を用いることにより、どのように心身機能の維持や向上、日常生活の改善への寄与が期待できるのか、また、クロス補聴器の機能を用いなければ、本件児童

の自立又は社会参加が困難となるような「真にやむを得ない事情」があるのかにつき、本件児童の心身の発育過程の特殊性を考慮した検討が十分になされたものとは言い難い。

エ 小括

以上によれば、右耳が失聴状態にあるという本件児童の障害の程度を踏まえると、クロス補聴器の機能を用いることで得られる効果及び利便性は、本件児童の自立及び社会参加に資するものと考えられることに加え、クロス補聴器の機能を用いなければ、本件児童の聴覚障害から起因する日常生活及び学校生活における諸問題の解消は困難であると言えるため、特例補装具費の支給を受ける真にやむを得ない事情があるものと認められる。

一方で、処分庁が本件処分の却下理由とした点については、本件においてはその根拠に合理性はなく、処分庁は、指針が定める考慮事項について必要な考慮を十分行わないまま支給要否の判断を行ったものと言わざるを得ず、これらの考慮不尽や却下理由の不合理的は、障害者総合支援法の目的に反し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。

したがって、本件処分は、障害者総合支援法が与えた裁量権の範囲を逸脱、濫用した違法な処分であるから、その余の点について判断するまでもなく取消しを免れないものと言わなければならない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	安 富	潔
委員	高 柳	馨
委員	葭 葉	裕 子